



バットの利用規制ならびに違反行為への罰則について

いつも中野区運動施設をご利用いただきありがとうございます。

上高田野球場では場外球による近隣地域への被害と、施設利用者による場外球発生時の報告義務違反が大きな問題となっています。

これにともない、中野区では、場外球発生件数の低減を目的として、**令和6年4月より成人軟式野球（高校生以上）の上高田野球場のご利用における複合バットの使用を禁止**することといたします。複合バットとは、カーボンなど複数の素材を使用し、芯の部分にウレタンなどを使用して反発力を高める構造のバット全般を指し、具体的にはビヨンドマックス（ミズノ社製）などが知られています。

中野区では、**利用ルール違反者による運動施設の利用を認めない**こととしており、違反行為を確認した際には、直ちに施設利用を中止し、ご退場いただきます（その際、**施設利用料は返金いたしません**）。

加えて、**令和6年6月より罰則規定を適用**することとし、同様に、**哲学堂野球場 B 面におけるバットの持込使用についても同内容の罰則を付与**することといたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

対象施設	上高田野球場全面	哲学堂野球場 B 面
バットの利用規制	複合バットの使用を禁止	バットの持ち込み利用を禁止 (貸与バットのみ使用可)
規制対象種目	成人軟式野球（高校生以上）	
利用ルール適用の開始時期	令和6年4月1日～	適用済み
罰則規定適用の開始時期	令和6年6月1日～	
罰則規定の内容	利用ルール違反があった利用日から一定期間（区民の団体・個人は1か月先の月末まで、それ以外の団体は2か月先の月末まで）、施設の利用申請はすべて不承認とします（この間、団体登録内容の変更はできません）。	

中野区

中野区運動施設等の指定管理者 日本体育施設グループ

03-3951-2515